

平成29年度 事業計画書

群馬県担い手育成総合支援協議会

I. 基本方針

農業・農村を取り巻く環境は、輸入農畜産物の増加、国内需要の減少に加え、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地が地域の課題となっているなか、農業が発展していくためには、担い手等を確保し効率的かつ安定的な農業経営体への育成が課題となっている。

政府は昨年11月に「農業競争力強化プログラム」をとりまとめ「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂した。同プログラムは生産資材の引き下げや、流通・加工の構造改革などの13項目から構成されており、農業者の所得向上を図り、農業の競争力強化を目指している。

また、本県においては県農業農村振興計画を平成28年3月に策定し「元気で魅力あふれる農業・農村」の実現を目指し各種施策に取り組んでいる。

こうした状況のなか、本協議会は担い手を確保し、経営者マインドを持った農業経営者への育成や、耕作放棄地の発生防止と解消等の農地利用の最適化を図るために、地域担い手育成総合支援協議会と県関係機関、団体と連携を図り、次のとおり取り組むものとする。

II. 重点的取組事項

1. アクションプログラム・担い手育成・確保の目標達成に向けた取組

認定農業者、農業法人、集落営農の育成確保及び担い手への農地の利用集積に関する目標達成に向け、様々な対策に取り組むものとする。

2. 認定農業者への誘導と再認定の取組の推進

担い手の確保を図るため、基本構想水準到達農業者、農業法人、認定新規就農者、人・農地プランで位置づけられた者などを、認定農業者へ誘導するとともに再認定を推進する。

3. 相談・講習活動等の経営支援活動及び農業経営の法人化の推進

認定農業者、集落営農、認定新規就農者等の担い手に対し、相談・講習活動を実施し、農業経営改善計画の達成に向けた取り組みを支援するとともに、地域担い手協議会等が行う担い手に対する経営能力の向上に向けた研修会等の開催も支援する。

さらに、経営規模の拡大や多角化等を目指す意欲ある経営体に対して、パンフレットを使った周知活動、研修会及び相談会等を開催し、農業経営の法人化を推進する。

4. 集落営農の組織化、法人化の支援

農業再生協議会における推進活動と連携し、今後担い手不足が見込まれる地域等に

おける集落営農の組織化を進める。

また、集落営農の法人化を推進するとともに、集落営農法人の経営能力の向上や組織運営を支援する。

5. 担い手への農地集積、集約化の取組支援

人・農地プランで定められた地域の中心となる経営体（担い手）等への農地集積、集約化の実現に向け、農地中間管理機構と連携しながら地域協議会等の取り組みを支援する。

6. 耕作放棄地発生防止、解消対策の推進（県耕作放棄地対策協議会）

地域協議会（市町村、農業委員会を含む）、農地中間管理機構と連携し、耕作放棄地の解消・再生に向けた活動を支援し、耕作放棄地の発生防止と併せ一層の推進する。

Ⅲ. 活動計画

1. 総会・幹事会の開催

(1) 総会

アクションプログラム、年次事業計画および収支予算等を決定するために総会を開催する。

(2) 幹事会

担い手育成・確保のための推進事業の実施、事業計画および収支予算、アクションプログラム等の検討をするために幹事会を開催する。

2. 推進事業等の実施

(1) 担い手育成・確保対策事業の実施

認定農業者をはじめとした担い手等に対し、個々の経営課題の解決に向けた研修・個別相談会などの開催や農業経営の法人化を推進するとともに、群馬県認定農業者連絡協議会の活動支援や、集落営農法人等への研修やフォローアップ活動を通じた経営の確立支援を行う。

(2) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理

収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理業務を実施し、国の委託事業を活用し、国の指導のもと積立金を適切に管理する。

(3) 耕作放棄地再生利用に係る事業の実施（県耕作放棄地対策協議会）

県単事業の耕作放棄地リフレッシュ促進事業をはじめとする、国庫及び県単事業を活用した優良農地への再生・有効利用のための取り組みを支援する。

3. 構成機関との連携・協力

県協議会の構成機関との情報共有を含めた積極的な連携・協力を図り、的確、効果的な活動を行う。

アクションプログラム

担い手育成・確保の目標（平成29年度末）

	現 状 (平成28年度)	平成29年度末 目 標	
		年間確保 目 標	年 度 末 目 標
認定農業者	4,809経営体	276経営体	5,085経営体
農業法人	638法人	31法人	669法人
集落営農組織数	121組織	8組織	129組織
担い手への農地の 利用集積目標(%)	32.0%	3.8%	35.8%

※ 認定農業者と農業法人は一部重複する。

※ 担い手への農地の利用集積目標の「担い手」とは、①認定農業者、②基本構想水準到達者、③集落営農経営、④認定新規就農者とする。